

## 松田町 SDGs 推進プラットフォーム利用規約

### 第1条 本個別規約

1. この規約（以下「本個別規約」といいます。）は、バイザー株式会社（以下「バイザー社」といいます。）が提供し、松田町（以下「自治体」といいます。）が運営するインターネットサービス「松田町 SDGs 推進プラットフォーム」（以下「本個別サービス」といいます。）における利用の諸条件を定めるものです。
2. 本個別サービスの利用者（以下「ユーザー」といいます。）が本個別規約に同意した時点で、自治体とユーザーとの間で本個別規約に基づく契約（以下「本個別契約」といいます。）が成立するものとし、本個別規約の内容はユーザーと自治体との間の本個別サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。ユーザーが本個別サービスの利用を開始した場合には、本個別規約に同意したものとみなされます。

### 第2条 本個別登録

1. ユーザーは、本個別サービスの利用を希望する場合には、所定の情報を自治体に提供の上、登録（以下「本個別登録」といいます。）を行うものとします。この場合、ユーザーが提供する各情報は、最新かつ正確なものでなければなりません。
2. グループ宣言を利用する場合等自治体が別途認める場合には、ユーザーは本個別登録をせずに本個別サービスを利用できることがあります。但し、本個別登録を行わないユーザーも本個別規約を遵守しなければなりません。

### 第3条 本個別登録の取消等

1. 自治体は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当した場合又は該当すると自治体が合理的な理由に基づき判断する場合、事前の通知なしに、本個別登録の取消、本個別サービスの全部若しくは一部へのアクセスの拒否、利用停止、又はユーザーに関連する情報（第11条のコンテンツ及び第三者コンテンツを含みます。）の全部若しくは一部の削除その他必要な措置（以下「本必要措置」といいます。）を取ることができ、また自治体は当該措置の理由を説明する義務を負わないものとします。
  - (1) 法令又は個別規約に違反した場合
  - (2) 複数の本個別登録を行った場合
  - (3) 登録した情報が虚偽の情報に含まれる場合又は虚偽の情報と疑われる場合
  - (4) 本個別規約上必要となる手続又は自治体への連絡を行わなかった場合
  - (5) 登録した連絡先が不通になったことが判明した場合
  - (6) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (7) ユーザーが債務超過、無資力、支払停止又は支払不能の状態に陥った場合

- (8)過去に本個別規約の違反等により、自治体から利用停止等の処分を受けている場合
  - (9)自治体の運営、本個別サービスの提供若しくは他のユーザーの利用を妨害する又はそのおそれがある場合
  - (10)他のユーザーや第三者に不当に迷惑をかけた場合
  - (11)ユーザーが自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又は風評を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、信用を毀損若しくは業務を妨害する行為をした場合
  - (12)その他自治体がユーザーに相応しくないと判断した場合
2. 自治体は、本条の措置によりユーザーに生じる損害について、一切責任を負いません。

#### 第4条 登録情報の管理

ユーザーは、本個別登録の際に提供した情報その他情報の内容に変更がある場合は、直ちに変更しなければならず、常にユーザー自身の正確な情報が登録されているように登録内容を管理及び修正する責任を負います。当該情報の内容に変更があつたにも関わらず変更を行っていない場合、自治体は、当該情報に変更がないものとして取り扱うことができ、変更の届出があつた場合でも、変更登録前に行われた行為は、変更前の当該情報に依拠する場合があります。

#### 第5条 SDGs 活動に関する宣言

1. ユーザーは、本個別登録時に、SDGs 宣言の入力を行い、自治体に対して SDGs 宣言の登録申請を行わなければなりません。
2. 自治体は、ユーザーからの申請内容の審査を第6条の承認基準に基づき行い、承認するか否かを決定します。自治体が承認する場合には申請された SDGs 宣言が本個別サービス上に公開され、自治体が承認しない場合にはユーザーに対してその理由を付して通知するものとします。なお、ユーザーは内容を修正のうえ、再び SDGs 宣言の登録申請をすることができます。
3. 前項の規定は、自治体が再度の審査を行う場合に適用されます。
4. ユーザーは、SDGs 宣言その他自治体が指定する項目を書面として出力することができます。

#### 第6条 宣言の承認基準

承認は、宣言内容が以下の各号のいずれにも該当するものについて行います。

- (1)SDGs の達成に向けて取り組むための宣言を町に示していること。
- (2)前号の宣言内容と SDGs の各ゴールとの関係が明確であること。
- (3)「松田町有料広告の取扱いに関する要綱」第3条各号に該当していないこと。

## 第7条 SDGs 活動

1. ユーザーは、自らが活動主体となって前条の SDGs 宣言の推進を希望する場合には、本個別登録後に、SDGs 宣言に関する活動内容（以下「本活動」といいます。）を登録することができます（以下本活動の登録を行ったユーザーを「本活動オーナー」といいます。）。なお、自治体は本活動の内容を事前に審査する場合があります、その場合の登録のための申請手続は前条第2項及び第3項と同様です。
2. ユーザーは、前項による本活動を登録する場合には、他のユーザー（本活動オーナーの SDGs 宣言及び本活動のサポートを行うユーザーを、以下「本サポーター」といいます。）からのサポートの有無を選択することができます。なお、ユーザーは本活動オーナー、本サポーターの一方又は双方の役割として本個別サービスを利用することができます。
3. 本活動オーナーは本活動の計画の作成及び本活動の報告の実施に、本サポーターは本活動オーナーの SDGs 宣言及び本活動の推進のためのサポートの実施に、それぞれ努めなければなりません。
4. 本活動オーナーとして特定のユーザーにサポートを希望する場合、又は本サポーターとして特定の本活動オーナーに対するサポートを希望する場合には、ユーザーは、他のユーザーに対して、それぞれマッチングの申請を行うことができます。
5. ユーザーは、受領したマッチングの申請について諾否を選択します。マッチングの申請を承諾した場合には、当該ユーザー間において個別メッセージ（PDF 等のデータを含みます、以下同じ。）の送受信を行うことができます。

## 第8条 禁止行為

ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。

- (1)自治体、他のユーザーや第三者に対する詐欺行為、強迫行為その他の法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (2)自治体、他のユーザーや第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、以下「知的財産権等」と総称します。）、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権又は名誉その他の権利利益を侵害する行為
- (3)他人に不快感を与える表現、過度に暴力的又は残虐な表現、わいせつな表現又は差別を助長する表現など本個別サービスに不適切な内容を掲載する行為
- (4)自治体、他のユーザーや第三者の信用を棄損する行為若しくは誹謗中傷する行為又はそのおそれのある行為
- (5)自治体のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (6)本個別サービスに関連するシステム、ソフトウェア、プロトコル等をリバースエン

- ジニアリング、逆アSEMBル等の手法により解読する行為若しくはこれらを改ざん・修正等する行為又はこれらを複製若しくは二次利用する行為
- (7)自治体の本個別サービスを通じて提供したデータの全部又は一部を改変する行為
- (8)SDGs 目標や地域課題目標の達成などの本個別サービスの利用目的の範囲外の利用、又は自治体と無関係な活動であると合理的に判断される行為
- (9)その他自治体が不適當であると判断する行為

#### 第9条 ユーザー間のやり取り、契約の取り扱い

1. ユーザー間における、個別メッセージの送受信、本活動のサポート、ユーザー間の契約その他の本個別サービスの利用に関連して行われた行為については、自治体は一切関与せず、また責任を負いません。本個別サービスに関連してユーザー間でトラブルが発生した場合には、当該ユーザーの責任と負担によりユーザー間で解決するものとしします。
2. 前項にかかわらず、自治体は協議に入ることができます。その場合には、自治体は、当該事案への対応の目的で個別メッセージの送信記録等閲覧する場合があります、ユーザーは予めこれについて同意するものとしします。

#### 第10条 本個別契約の終了

1. ユーザーは、本個別サービスについて所定の退会手続を行うことにより、本個別契約を終了させることができます。
2. 前項の退会手続を行った場合等本個別契約が終了した場合、ユーザーは退会手続を行った本個別サービスにおける自らのアカウントを利用できなくなります。
3. ユーザーは、退会手続を行った本個別サービスに再度アカウント登録を希望する場合、従前のアカウント登録に利用していたメールアドレスを用いることはできません。

#### 第11条 権利帰属

1. 本個別サービスにおける、文章、イラスト、写真、動画その他のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）の知的財産権等その他の権利はバイザー社又は自治体に帰属します。ユーザーは、これらの複製、改変、公衆送信、販売その他の利用はできないものとしします。
2. 前項の定めにかかわらず、本個別サービス上でユーザーが掲載したコンテンツの知的財産権等は、ユーザー自身又はユーザーが指定する者（当該コンテンツの原著作者等を含みますが、これに限りません。）に帰属します。
3. 本個別サービスでユーザーが掲載するコンテンツは、自らが知的財産権等その他の権利を有するコンテンツに限るものとしします。ユーザーが、ユーザー自身以外の第三者の権利が含まれるコンテンツ（以下「第三者コンテンツ」といいます。）の掲載を希望す

る場合には、本個別規約の内容及び当該掲載について、当該コンテンツの権利者（著作権者、原著作者、プライバシー権を有する者、肖像権を有する者を含みますが、これらに限りません。）の事前の承諾を得るものとし、当該承諾を得た第三者コンテンツのみを掲載するものとします。

4. ユーザーが掲載するコンテンツに関しては、本個別サービスの宣伝、運営、サービス改善、研究開発及び発表等を目的として、自治体が無償で自由に利用できるものとします。ユーザーは、自治体による利用について、著作権人格権を行使しない、又は行使しないことを第三者コンテンツの権利者に自身の責任において承諾させるものとします。
5. ユーザーが前項までに違反し、自治体、他のユーザー等又は第三者コンテンツの権利者との間にトラブルが発生した場合、自治体は一切責任を負わず、ユーザーが自己の費用と責任において当該トラブルの解決を図るものとします。
6. 自治体はユーザーが掲載するコンテンツ及び第三者コンテンツなどの情報のバックアップを行う義務を負わないものとします。ユーザーは、当該情報のバックアップが必要な場合には、自己の費用と責任でこれを行うものとします。

#### 第12条 問い合わせ

1. 自治体は、任意の理由により、いつでもユーザーに本個別サービス上、電子メールなどにより通知又は連絡を行うことができます。
2. 本個別サービス上又はユーザーが登録した情報に基づき、自治体からの通知及び連絡を行ったにもかかわらず、当該通知及び連絡が不着又は遅延したことによりユーザーに損害が生じた場合であっても、自治体は、一切その責任を負いません。
3. ユーザーは、本個別サービスに関連した連絡、質問、相談、ユーザー間のトラブル対応等についての問い合わせは、当該本個別サービスの運営者である自治体に対して行わなければならないが、また本個別サービス上のトラブルはユーザー間の場合は第9条第1項に基づきユーザー間、その他の場合はユーザーと当該本個別サービスを運営する自治体間で解決するものとします。
4. 自治体は、ユーザーから前項の問い合わせ等を受け付けた場合には、合理的な期間内に自治体が適切と考える回答方法により回答を行うものとします。

#### 第13条 提供中止

1. 自治体は、以下のいずれかに該当する場合には、ユーザーに事前に通知することなく、本個別サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
  - (1) サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生又はその他の理由により本個別サービスの提供ができなくなった場合

- (2) 定期的な又は緊急のシステム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む）の保守、点検、修理、変更を行う場合
  - (3) 火災、停電等により本個別サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本個別サービスの提供ができなくなった場合
  - (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等その他不可抗力により本個別サービスの提供ができなくなった場合
  - (6) 法令又はこれに基づく措置により本個別サービスの提供ができなくなった場合
  - (7) その他運用上又は技術上、自治体が必要と判断した場合
2. 自治体は、前項に基づき本個別サービスの提供を停止又は中断したときは、ユーザーに対し、速やかに自治体が適切と判断する方法により通知するものとします。ただし、自治体が通知を行うことが困難な状況に陥った場合はこの限りではありません。
  3. 自治体は、本条に定めるところによる自治体が行った措置によりユーザーに生じた損害について、一切責任を負いません。

#### 第14条 自治体による本個別サービス上の情報の利用

1. 自治体は、ユーザーが自治体に対し提供した情報又は活動履歴等を、統計情報等の態様において自治体の裁量で利用及び公開することができるものとし、ユーザーはこれに予め同意するものとします。
2. 自治体は、本個別サービスにおけるユーザーのSDGs活動情報等（SDGs宣言の内容、本活動の内容、本活動計画、本活動履歴を指すがこれらに限られません。）をバイザー社に対して提供することがあり、ユーザーは予めこれに同意するものとします。

#### 第15条 規約の改訂又は変更

自治体は、本個別サービス上での事前の掲載又はユーザーへの通知により、本個別規約の内容を随時変更することができるものとします。この場合、当該告知又は通知に記載された変更期日をもって、変更の効力が生じるものとします。本個別規約の変更後にユーザーが本個別サービスを利用した場合には、ユーザーは変更後の本個別規約に同意をしたものとみなされます。

#### 第16条 本個別サービスの終了等

1. 自治体は、任意の理由により、いつでも本個別サービスの全部又は一部を終了、中止又は内容を変更できるものとします。
2. 自治体は、前項の本個別サービスの終了、中止又は内容の変更を行う場合、その影響及び本個別サービスの運営状況などを踏まえ、適切な時期に適切な方法によりユーザーに通知するものとします。

3. 第1項の本個別サービスの終了、中止又は変更により生じた損害については、自治体は、一切責任を負わないものとします。

#### 第17条 反社会的勢力等の排除

1. ユーザーは、自治体に対し、自己又は自己の役員若しくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと及び各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1)暴力団員等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (2)自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (3)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有すること
  - (4)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 自治体は、前項の表明及び確約に反して、ユーザー又はユーザーの役員若しくはユーザーの従業員が暴力団員等又は前項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、また何らの損害賠償義務を負うことなく、本個別サービスを直ちに解約することができます。

#### 第18条 損害賠償

1. ユーザーが本個別規約に違反した場合、当該ユーザーは、当該違反により損害を受けたユーザー及び第三者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うものとします。ユーザーがかかる違反行為を行ったことにより、自治体が損害を被った場合は、当該ユーザーは自治体に生じた損害を賠償するものとします。
2. 自治体がユーザーに対して損害賠償責任を負う場合においても、自治体の責任は、自治体の債務不履行又は不法行為によりユーザーに生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。

#### 第19条 非保証

1. ユーザーが本個別サービスを利用するにあたり、本個別サービスからバイザー社又は自治体以外の第三者が運営する他のサービス（以下「外部サービス」といいます。）に遷移する場合があります。ユーザーは、予めこれに同意するものとし、本個別規約及び外部サービスの利用規約等を遵守して、本個別サービス及び外部サービスを利用する

ものとして。なお自治体は、外部サービスについて保証せず、外部サービスの利用によりユーザーに損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

2. 自治体は、本個別サービスに関連するコンテンツ及び機能の中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていないことについて保証しません。自治体は、本個別サービスに関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていたことにより生じた損害について、ユーザー及び第三者に対して、一切責任を負わないものとして。

## 第20条 免責事項

1. 自治体は、本個別サービスに起因して生じた、ユーザー若しくは第三者の損害、ユーザー間において生じた紛争又はユーザーと第三者との間において生じた紛争等に対して、債務不履行責任不法行為責任その他の責任原因を問わず、一切責任を負いません。
2. ユーザーが本個別サービスを使用したことに起因して、又はユーザーが本個別サービスを使用できないことに起因して、ユーザー又は第三者に損害が生じた場合においても、自治体は、債務不履行責任不法行為責任その他の責任原因を問わず、一切その責任を負いません。
3. 本個別サービスが何らかの外的要因によりデータ破損等をした場合その他本個別規約に列挙した事由以外の事由によってユーザー又は第三者に損害が生じた場合であっても、自治体は、債務不履行責任不法行為責任その他の責任原因を問わず、一切その責任を負いません。

## 第21条 譲渡禁止

ユーザーは、本個別規約に基づく契約上の地位又は本個別規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与又はその他の処分をすることはできません。

## 第22条 分離可能性

本個別規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、当該無効とされた以外の部分は、継続して有効に存続するものとして。

## 第23条 定めのない事項等

本個別規約に定めのない事項又は本個別規約の解釈に疑義が生じた場合には、自治体及びユーザーは、信義誠実の原則に従って協議の上解決を図るものとして。

## 第24条 準拠法及び合意管轄

1. 本個別サービスの利用に関連するすべての事項の準拠法は日本法とします。



2. 本個別サービスの利用に起因又は関連して生じたすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和4年6月20日制定